

2023年2月 日

審議会等の女性登用比率アップに向けての対応方針（案）ジェンダー平等推進会議会長
（市長）

本市の審議会等における女性登用比率は、国への報告基準で30%前後、市独自の基準で40%前後を、ほぼ横ばいで推移しているのが現状となっている。

多様な視点や価値観に基づく社会づくりに向けて、職員一人一人が、政策・方針決定過程への女性の参画を促進することの意義を改めて認識し、D&I（ダイバーシティ&インクルージョン）の視点で、着実な取組を進めるものとする。

1 政策・方針決定過程への女性の参画を促進することの意義

多様な視点・価値観を政策や方針に取り入れるためには、あらゆる分野において女性が参画することが重要である。それは、一人一人の人権を擁護するためだけでなく、社会の多様性と活力を高めることにもつながるものである。

女性の参画が進んでいない分野においては、実効性のあるポジティブ・アクション（積極的改善措置）を推進するとともに、より多くの女性が主体的に参画する意欲を高められるよう取組を進めること。

2 目標に向けた取組

「ふじさわジェンダー平等プラン2030」にある女性登用比率50%を令和12年度までに達成するため、政策・方針決定過程に女性の参画しやすい環境づくりを推進するとともに、次の具体的な取組を行うこと。

（1）審議会等の委員選出の見直し**ア 委員構成の見直しや職務指定の緩和**

条例や要綱等の改正を含め、委員構成の変更や職務指定の緩和を積極的に行うこと。

委員構成の変更の例

- ・ 比較的女性の参画が進んでいる団体等から委員を選出ができるよう、委員を加える又は構成を見直す。

職務指定緩和の例

- ・ 「代表（長）にある者」としている場合は、「代表（長）または代表（長）の推薦する者」に変更する。

- ・ 学識経験者について、大学教授に限定せず、准教授も候補とする。また、狭義の専門分野に限定せず、関連分野まで対象を拡大して、女性の登用を検討すること。
- ・ 慣例的に職務指定と同様の状態が生じている審議会等は、推薦依頼時に個別に相談するなどの取組も有効である。

イ 男女比のバランスを考慮した推薦依頼

依頼時（依頼文・口頭説明等）において、女性参画の意義を示し、推薦団体の理解、協力を求める。

（２）審議会等委員の選任に向けた事前調査への回答

行政委員会、法律・条例・要綱・要領により設置する審議会等（職員のみで構成されている委員会等は除く）の委員の選任については、各種団体等への委員の推薦依頼を行う前に、女性登用比率アップに向けた事前調査に電子申請で回答し、人権男女共同平和国際課に報告すること。

事前の内容を踏まえ、ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会に報告するとともに、必要に応じて人権男女共同平和国際課から所管課等に対し、改善及び追加の報告を求める場合がある。

（３）「審議会等における女性登用比率報告書」の提出

これまで、審議会等の委員委嘱の決裁文書について、「審議会等女性登用比率に関する合議管理表」を作成し、人権男女共同平和国際課への合議を求めてきたが、審議会等所管課の負担軽減のため、2023年4月1日以降の起案を対象に、合議管理表の作成及び合議を廃止する。

なお、4月1日を基準に例年5月頃実施している「審議会等における女性登用比率報告書」の提出は継続し、従来どおり、女性登用比率が基準値である40%～60%の範囲とならない審議会等については、「審議会等委員の女性登用状況調査」に、「次期改選時に向けた女性登用比率目標及び目標の達成に向けた課等の対応方針」を記すこと。

（４）事前協議の対象とならない審議会等における女性登用の推進

2（2）に該当しない審議会等については、審議会等委員の選任に向けた事前調査への回答及び「審議会等における女性登用比率報告書」の提出は不要であるが、目標の達成に向けて、組織等に対して本指針の意義及び女性登用の趣旨を説明する等、積極的に働きかけを行うこと。

以上

（事務担当 企画政策部人権男女共同平和国際課）